

# 那須塩原市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書

## 1 業務名称

那須塩原市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

## 2 業務目的

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイントにより還元するキャンペーンを実施することにより、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を緩和するとともに中小企業等の経営を支援する。

## 3 事業概要

市内の対象店舗において、商品・サービス等をコード決済等により購入・利用した方に、発注者の予算の範囲内で、決済額の30%分のポイントを付与する事業を実施する。

本事業の実施にあたり、対象店舗の選定、事業の広報、事業者並びに利用者からの問合せ対応、ポイント付与の対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント付与、事業実績報告等を行う。

提案にあたっては、できるだけ多くの市民及び事業者が利用できるよう、本事業においてポイント付与に活用する決済サービスを実施する事業者（以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。）を複数者（3者以上）選定することとする。対象キャッシュレス決済事業者の選定にあたっては、公正かつ本事業の効果的な遂行に適切な対象キャッシュレス決済事業者を選定すること。受託者は対象キャッシュレス決済事業者を統括して本事業を実施するため、対象キャッシュレス決済事業者と緊密な協力関係のもと、事業効果が十分に達成されることを勘案し、対象キャッシュレス決済事業者を選定すること。

### (1) キャンペーン名

(仮)もつとなすしおばらLife!キャッシュレス決済で30%還元キャンペーン

### (2) ポイント付与対象期間(キャンペーン期間)

令和6年6月1日から令和6年6月30日まで

※発注者は受託者に対して本キャンペーンの終了を希望する旨を通知することができる。協議の上、本キャンペーンの中止を決定した場合、一定の期間を設けて本キャンペーンを早期に終了する。

### (3) ポイント還元率

決済額の30%とする。ただし、決済1回あたりの付与上限額は1,000円相当(1円未満切捨て)とし、またポイント付与対象期間中の付与上限額は1対象キャッシュレス決済事業者あたり5,000円相当とする。

### (4) 対象店舗

下記4(3)において選定された店舗(以下、「対象店舗」という。)とする。

### (5) スケジュール(予定)

令和6年3月下旬～4月上旬	業務委託契約締結
令和6年4月中旬～下旬	キャンペーン実施準備 ○店頭用啓発物の作成及び対象店舗への送付 ○事業者向け説明会の開催
令和6年5月	広報開始 ○利用者向け説明会の開催
令和6年6月	キャンペーン期間
令和6年7月	成果物提出
令和6年8月	支払い

## 4 業務内容

### (1) 事務局の設置

契約締結後速やかに、業務全般の総括や発注者との連絡調整窓口を担う、事務局を設置すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

- ア 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- イ 全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。
- ウ 個人情報、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出がないよう体制を確保すること。
- エ 複数のキャッシュレス決済事業者で、統一的にキャンペーンを行うための調整、管理を行うこと。
- オ 契約期間中は、問い合わせ対応窓口を常時設置すること。
- カ 発注者及び対象キャッシュレス決済事業者との連携を密にすること。
- キ 対象店舗データ、利用金額、ポイント還元額等の管理を行うこと。
- ク そのほか業務に必要な準備を行うこと。

### (2) 業務委託料の管理等

- ア キャンペーン開始から対象店舗における毎日の決済額及び付与額の速報値を翌々日までに委託者に報告すること。
- イ 対象店舗における日次の執行状況の管理を行い、ポイント付与額とその他費用の合計額が業務委託料に達する見込みとなる場合は、事前に委託者に報告し、業務委託料を超過することのないよう速やかにキャンペーン終了の協議を行うこと。
- ウ キャンペーンを早期終了する場合、対象店舗及びユーザーに対し、二週間以内に告知する体制を整えること。

### (3) 対象店舗の選定

ア 以下の条件を全て満たす店舗（ECサイトは除く。）を対象店舗として選定し、対象店舗リストの作成を行い、報告すること。なお、リスト作成にあたっては、地域及び業種単位で作成するなど、閲覧しやすいように工夫すること。

① 那須塩原市内に事業所を有しており、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗であること。

② 対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。

③ 大企業又は大規模小売店舗立地法に基づき届出をしている店舗ではないこと。ただし、スーパーマーケットは上記であっても対象とする。

④ 上記①から③までの店舗のうち、下記の商品及びサービスは対象外とする。

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス、水道料等）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、宝くじ、図書券、郵政はがき、切手、印紙、プリペイドカード等の交換性が高いものの購入
- ・ 医療機関、薬局等での保険適用分の支払い
- ・ 鉄道運賃及び料金

・ 土地及び家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払

・ 風俗営業等の規制及び業務適正化等の関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項 に規定する営業に係る支払

・ 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

・ インターネット販売等、実店舗外での決済

※ 公序良俗及び事業目的の観点から、市が適当でないと認める店舗は除外できるものとする。

イ 必要に応じて、対象店舗の除外や追加を発注者と協議の上、行うこと。

ウ 対象店舗リストの作成にあたり、対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は店舗への架電や店舗ホームページ、実地調査等により確認を行うこと。

エ 対象店舗に対して、キャンペーンの概要を周知するとともに参加の意思確認を行うこと。

オ 対象店舗の開拓を積極的に行い、可能な限り短期間でキャンペーンに参加できるように対応すること。

カ 対象店舗から要望があれば、導入支援や手続きについて個別に対応を行うこと。

- (4) 決済及びポイント還元
- ア ポイント付与対象期間中に、対象店舗において、対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対し、対象キャッシュレス決済事業者を通じ、決済額の30%のポイント還元する。
  - イ 決済1回あたりの付与上限額は1,000円相当(1円未満切捨て)とし、またポイント付与対象期間中の付与上限額は1対象キャッシュレス決済事業者あたり5,000円相当とする。
  - ウ ポイント付与は、決済日の属する月の翌月末日までとする。
  - エ 受託者以外の対象キャッシュレス決済事業者とは再委託を行った上で、ポイント還元相当額及び本事業に必要な経費の支払を行うこと。
- (5) 広報
- ア 効果的な告知方法(ホームページ、SNS等)により、広くキャンペーンの周知を図ること。なお、本事業専用ホームページを必ず作成すること。
  - イ 発注者と協議の上、チラシやポスター、店頭掲示物等の広報物を作成し、対象店舗に配布すること。
  - ウ キャンペーンの内容が分かりやすく、市の事業であることが伝わるデザインとすること。
  - エ 本事業専用ホームページの作成、更新など告知にあたっては発注者と協議の上、行うこと。
  - オ キャッシュレス決済に不慣れな利用者向けに、利用方法に関するわかりやすいチラシ等を作成するなど、利用者に配慮した周知を行うこと。
  - カ 本キャンペーン終了後も、キャッシュレス決済が定着するような広報活動を実施すること。
  - キ 広報を行う前に、発注者に確認を受けること。
- (6) 問合せ対応
- ア 本事業にかかるコールセンターを開設し、事業者及び利用者からの問合せ等に対応すること。
  - イ コールセンターは、上記(5)の広報開始までに開設すること。
  - ウ 開設期間は事業広報開始前からとし、問合せ数を考慮し、配置人数及び開設期間を設定すること。また、開設期間外においても問合せ対応ができる体制を確保すること。
  - エ 対応時間
    - ①利用者の問合せ：9時から17時(土曜、日曜、祝日を除く)を基本とする。
    - ②事業者の問合せ：9時から17時(土曜、日曜、祝日を除く)を基本とする。ただし、キャンペーン期間中の利用者、事業者からの問合せについては、土曜、日曜、祝日も実施すること。
  - オ 対象キャッシュレス決済事業者と連携し、利用者及び事業者からの問合せに円滑かつ誠実に対応すること。
  - カ コールセンターにて対応不可な事例や、折り返し連絡が必要な事例が発生した場合や、事故が発生した場合は速やかに発注者に連絡すること。
  - キ 問合せの概要や件数について、翌日に発注者に報告すること(土曜・日曜・祝日を除く)。
- (7) キャッシュレス決済普及促進
- ア 市内店舗のキャッシュレス化を進めるため、事業者に対し、本事業にかかるキャッシュレス決済導入の経営上のメリットや利用方法等に関する説明会等を1回以上は開催すること。
  - イ 利用者に対し、キャッシュレス決済を普及させるため、本事業に係るキャッシュレス決済のメリットや利用方法等に関する説明会等を1回以上は開催すること。
  - ウ 説明会等を実施する際には、その内容や日時、会場について、発注者と協議の上、実施すること。
  - エ 説明会等の参加が困難な事業者及び利用者に対しても、キャッシュレス決済のメリットや利用方法等を周知する工夫を行うこと。
  - オ 事業の対象業種である店舗が、新規に対象キャッシュレス決済の導入を行おうとする場合、導入や利用のサポートを行うこと。
  - カ 対象店舗が市内の一部のエリアに偏らないよう、対象店舗の開拓を行うこと。
  - キ 上記アからカまで以外にも、キャッシュレス決済の普及促進を図ること。

- (8) キャッシュレス決済動向調査
- ア キャッシュレス決済の動向（利用状況）等を調査し、発注者へ適宜報告すること。
  - イ ポイント付与期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における、対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数などについて、エリア別、時間帯別等、可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で、事業実績報告書を作成すること。
  - ウ 事業の効果検証について、事業者や利用者へのアンケートの手法を活用し、報告書を作成すること。
  - エ 事業結果及びアンケート調査結果をもとに、市内でのキャッシュレス決済の定着及び拡大に向けた方策についての考察を事業実績報告書に記載すること。

## 5 履行期間

契約の日の翌日から令和6年12月27日まで

## 6 履行場所

那須塩原市内ほか

## 7 成果物

上記1から6までで報告を求めているもの及び(1)から(2)までの成果物については、紙媒体及び電子データを提出すること。

(1) 広報物 作成次第随時、広報を行う前に提出すること。

(2) 事業実績報告書及びアンケート調査報告書 契約期間終了までに提出すること。

※成果物提出後に、不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

## 8 支払い条件

精算払い

## 9 その他

(1) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。

(2) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。

(3) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。

(4) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。

(5) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により解決するものとする。

## 10 担当課

那須塩原市企画部企画政策課 企画政策担当

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

☎0287-62-7106

✉kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp